



2023年5月12日

各位

会社名 名港海運株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 広  
(コード番号 9357 名証メイン)  
問合せ先 常務取締役 三谷 正芳  
(TEL 052-661-8135)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第100回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化に向けて、監督と業務執行を分離して迅速な意思決定を行うことができるようにするため、執行役員制度を導入することといたしました。これに伴い、変更案第24条を新設するとともに、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に機動的に対応することができる経営体制を構築するため、現行定款第22条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 業務執行責任の明確化を図るため、現行定款第24条に定める取締役副社長、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止するとともに、執行役員に基づく役位により役付することといたします。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう変更案第46条および第47条を新設するとともに、変更案第46条と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (4) また、上記の新設・変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に	<削除>

現行定款	変更案
<p><u>より、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	
<p>第 8 条～第 21 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>第 7 条～第 20 条 &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><u>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第 23 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>第 22 条 &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役</u>を定めることができる。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役相談役を定めることができる。</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(執行役員)</p>
	<p>第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p>
	<p>2. <u>取締役会は、その決議によって、社長執行役員 1 名を選定し、又、副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第 25 条～第 45 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>第 25 条～第 45 条 &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第 46 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月29日(予定)

以 上